

平成29年第3回安堵町議会定例会会議録

(3日目)

日時 平成29年9月15日(金) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 増井 敬史 | 2番 浅野 勉   |
| 3番 大星 成司 | 4番 森田 瞳   |
| 5番 島田 正芳 | 6番 中本 幸一  |
| 7番 植田 英和 | 8番 岡田 裕明  |
| 9番 田中 幹男 | 10番 福井 保夫 |

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

|        |       |               |       |
|--------|-------|---------------|-------|
| 町 長    | 西本 安博 | 副 町 長         | 北田 秀章 |
| 教 育 長  | 楮山 素伸 |               |       |
| 総務部門理事 | 近藤 善敬 | 民生部門理事        | 堀口 善友 |
| 事業部門理事 | 中野 彰宏 |               |       |
| 総合政策課長 | 富井 文枝 | 総務課長          | 吉村 良昭 |
| 税務課長   | 吉田 彰宏 | 住民課長          | 辻井 弘至 |
| 健康福祉課長 | 岡田眞地子 | 人権同和对策課長      | 長岡 康  |
| 産業建設課長 | 堀川 雅央 | 上下水道課長        | 石橋 史生 |
| 教育次長   | 吉田 一弘 | 会計管理者<br>職務代理 | 西田 淳二 |

5 職務のため出席した者の職氏名

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第1 一般会計決算審査特別委員会委員長報告

認定第1号 平成28年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について

第2 特別会計等決算審査特別委員会委員長報告

認定第2号 平成28年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成28年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成28年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成28年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成28年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成28年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

第3 総務産業建設常任委員会委員長報告

第4 文教厚生常任委員会委員長報告

第5 発議第1号 核兵器廃絶を求める決議について

第6 議員派遣について

第7 委員会の閉会中の継続調査について

第8 諸般の報告

-----  
開 会  
午前10時00分  
-----

議長（森田 瞳） おはようございます。

定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

-----  
議長（森田 瞳） 日程第1「一般会計決算審査特別委員会委員長報告」を議題とします。

4日、本会議におきまして、認定第1号を同決算審査特別委員会に付託しましたので、委員長の報告を求めます。

岡田委員長 はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。岡田委員長。

（岡田委員長 登壇）

8番（岡田裕明） おはようございます。議席番号8番、岡田でございます。

平成28年度一般会計決算審査特別委員会報告。

9月4日、本会議において、当特別委員会に付託された案件の審査結果について、安堵町議会会議規則第71条の規定により、次のとおり報告します。

1. 審査案件。

認定第1号「平成28年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」。

2. 審査の経過。

（1）開催日時 平成29年9月6日 水曜日 午前10時から。

（2）出席議員は、私、岡田裕明委員長。田中幹男副委員長、増井敬史委員、浅野勉委員、大星成司委員、島田正芳委員、植田英和委員、福井保夫委員です。

（3）オブザーバーとして、森田瞳議長、中本幸一議会選出監査委員。

(4) 説明員として、西本町長を始め、理事、各所属長と計16名です。

(5) 事務局は、富士事務局長、成瀬書記です。

### 3. 内容。

当委員会に付託された認定第1号「平成28年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」、総合政策課長等から決算書と「主要な施策の成果」を基に、決算概要及び歳入歳出状況の説明を受け審査を行った。

概況について。

歳入総額36億736万8千861円、歳出総額31億6千553万3千956円、歳入歳出差引総額4億4千183万4千905円。

歳入について。

前年度と比較して、2千959万3千942円増額。

地方交付税1億1千585万6千円マイナスと大幅な減、地方消費税交付金1千220万8千円減などがあるが、国庫補助金・県補助金等を活用して財源確保に努められた。

町税の不納欠損額は、1千70万8千57円。前年度より795万3千665円増。これは、長年滞納されてきた譲渡所得税に係るもので、町の徴収努力、差し押さえ、公売により、ようやく税収に充当したあとの残額を、地方税法により処分したものである。

歳出について。

予算現額34億6千737万6千円に対する支出総額は、31億6千553万3千956円。前年度と比較して、2億5千339万3千788円増額。

また、翌年度繰越額7千852万9千円を差し引いた不用額は、2億2千331万3千44円。前年度より、4千288万5千212円増になった。

増額要因として、子ども医療費助成拡大、放課後児童育成クラブ拡充、一時預かり保育・子育て広場新設等、子育て家庭の負担軽減及び支援に関する事業、奈良県防災行政無線整備、道路及び橋梁の補修工事等、社会資本総合交付事業等がある。

子育ての支援事業については、一時預かり登録園児は30人に上り、給食も食することができる。子育て広場についても、利用者から大変好評を得ている。町の施策の成果が伺え、今後も期待をする。

審査し採決の結果、全委員の賛成で本委員会として、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。以上でございます。

(岡田委員長 降壇)

議長(森田 瞳) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、認定第1号「平成28年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

この採決は、起立によって行います。

認定第1号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長(森田 瞳) 日程第2「特別会計等決算審査特別委員会委員長報告」を議題とします。

4日、本会議におきまして、認定第2号から認定第7号までを同決算審査特別委員会に付託いたしました。委員長の報告を求めます。

10番(福井保夫) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。福井委員長。

(福井委員長 登壇)

10番(福井保夫) おはようございます。10番、福井です。

平成28年度特別会計等決算審査特別委員会報告。

本会議初日に、本特別委員会に付託された案件について審査を行いましたので、安堵町議会会議規則第71条の規定により、次のとおり報告します。

審査案件。

まず、認定第2号「平成28年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。

認定第3号「平成28年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」。

認定第4号「平成28年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」。

認定第5号「平成28年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について」。

認定第6号「平成28年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」。

認定第7号「平成28年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」。

審査の経過。

開催期日 平成29年9月7日 午前10時から。

出席委員。

委員長、私、福井。増井副委員長、浅野委員、大星委員、島田委員、植田委員、岡田委員、田中委員、以上8人全員出席です。

オブザーバーとして、森田議長、中本議会選出監査委員です。

説明員として、西本町長始め、理事、各所属長、計16名です。

事務局からは2名、富士事務局長、成瀬書記です。

内容として、本特別委員会に付託された認定第2号から認定第7号までについて、会計ごとにそれぞれ担当課長から決算書と「主要な施策の成果」を基に、概要説明を受けて審査を行った。

認定第2号「平成28年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。

予算現額12億4千794万7千円、歳入総額10億8千151万8千823円、歳出総額11億7千510万7千665円、歳入歳出差引額及び実質収支額、マイナス9千358万8千842円。これは、平成29年度に繰上充用金をもって補てん。

保険税は、軽減措置の拡充に伴い調定額は減額したが、徴収率は対前年比0.85%上昇した。従来の特定検診及び特定保健指導の実施に加え、当年度から人間ドック助成事業を開

始し、医療費の抑制に努められている。

審査の結果、全委員の賛成で本件について、当委員会として認定すべきものと決定した。  
認定第3号「平成28年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」。

予算現額2千709万1千円、歳入総額283万990円、歳出総額2千706万9千542円、歳入歳出差引額及び実質収支額マイナス2千423万8千552円。

平成29年度に繰上充用金をもって補てん。

審査の結果、全委員の賛成で本件について、当委員会として認定すべきものと決定した。  
認定第4号「平成28年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」。

予算現額2億7千362万5千円、歳入総額2億5千67万1千984円、歳出総額2億5千67万1千984円、歳入歳出差引額及び実質収支額0円。

水洗化率の低い地区については、諸事情、諸問題があるが、町として前進するように検討していくという結論に達した。

審査の結果、全委員の賛成で本件について、当委員会として認定すべきものと決定した。  
認定第5号「平成28年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について」。

予算現額6億6千851万3千円、歳入総額6億4千233万5千652円、歳出総額6億2千738万9千123円、歳入歳出差引額及び実質収支額1千494万6千529円。

団塊世代の高齢化に伴い、第1号被保険者の増加、また介護認定者数及び施設入居者数の増加が見込まれる。

今後も適切な運営に努められたい。

審査の結果、全委員の賛成で本件について、当委員会として認定すべきものと決定した。  
認定第6号「平成28年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」。

予算現額8千825万円、歳入総額8千665万2千617円、歳出総額8千660万5千717円、歳入歳出差引額及び実質収支額4万6千900円。

審査の結果、全委員の賛成で本件について、当委員会として認定すべきものと決定した。  
認定第7号「平成28年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」。

平成28年度末、給水人口6,583人、給水戸数2,508戸。

剰余金の処分について、補てん財源として使用した減債積立金に相当する額1千820万円が資本金に組み入れられ、当委員会として可決すべきものと決定した。

収益的収入及び支出について。

水道事業収益1億6千774万8千568円、水道事業費用1億6千376万3千904円、純利益398万4千664円。

資本的収入及び支出について。

資本的収入1千239万600円、資本的支出6千508万5千131円、うち1千891万9千251円は企業債償還金。

審査の結果、全委員の賛成で本件についても、当委員会として認定すべきものと決定した。  
以上で報告を終わります。

(福井委員長 降壇)

議長(森田 瞳) はい。ありがとうございました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。  
討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、認定第2号から認定第7号まで、1件ずつ採決を行います。  
始めに、認定第2号「平成28年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。  
本案に対する委員長の報告は、認定です。  
この採決は、起立によって行います。  
認定第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。  
次に、認定第3号「平成28年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の

認定について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

この採決は、起立によって行います。

認定第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第4号「平成28年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

この採決は、起立によって行います。

認定第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第5号「平成28年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

この採決は、起立によって行います。

認定第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより、認定第6号「平成28年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

この採決は、起立によって行います。

認定第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、認定第7号「平成28年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決及び認定です。

この採決は、起立によって行います。

認定第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

---

議長（森田 瞳） 続きまして、日程第3「総務産業建設常任委員会委員長報告」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

1番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井委員長。

(増井委員長 登壇)

1番（増井敬史） はい。1番、増井です。

総務産業建設常任委員会を9月8日に開催しましたので、安堵町議会会議規則第71条の規定に基づき次のとおり報告します。

調査等事項。

1. 「笠目地区の下水道整備事業について」。

2. 「安堵町都市計画道路の沿線について」。
3. 「『安堵町文化交流館（仮称）建設に係る要望書』の取り扱いについて」。
4. その他。

開催日時及び場所。

日時 平成29年9月8日 午前10時より。

場所 安堵町議会第2委員会室。

出席者。

委員 委員長、増井。大星副委員長、森田委員、植田委員、岡田委員、5人全員です。

説明員 近藤善敬総務部門理事、中野彰宏事業部門理事、堀川雅央産業建設課長、

石橋史生上下水道課長。

事務局 2名が参加されています。

内容。

1. 「笠目地区の下水道整備事業について」。

笠目の新家地区及び桃源住宅は、斑鳩町の流域下水道地域であり、同町の下水道管に接続する必要がある。安堵町と斑鳩町の下水道工事計画について、説明を求めた。

斑鳩町で平成29年度に下水道事業計画区域変更の申請、認定をされ、平成30年度に施工される。安堵町では平成31年度に整備開始を予定されている。このことについて、確実に進捗されることを確認した。

2. 「安堵町都市計画道路の沿線について」。

平成7年当時の斑鳩町都市計画図に破線で記載されていた県道大和郡山広陵線、つまり安堵町南北線の沿線が、平成14年の斑鳩町の都市計画図では消されていた。これは、県が策定した県道の整備計画における一般県道であって、斑鳩町における都市計画道路ではないためということである。

今後、早期に国道25号線に接続されるよう、奈良県、斑鳩町ほか、関係機関に働きかけて実現化を期す。

3. 「『安堵町文化交流館（仮称）の建設に係る要望書』の取り扱いについて」。

安堵町商工会から届いた当要望書は、町長宛にも提出されている。

町としての現在の考えについて、近藤総務部門理事より説明を受けた。

地域住民の高齢化、また人口減少社会を向かえ、町の活性化対策の一つとして交流人口の増加は、大変大事なことと認識している。

企業等を誘致し労働人口の増、また文化観光の振興による来訪者の増を図ることは大切な施策であると認識し、町として、今後、ますます力を入れていく考えである。

今年の国民文化祭、また来年度の明治維新150年の取り組みは、安堵町の名前を全国に

アピールできる絶好の機会の一つであると認識し、そのための文化観光の拠点は大事なことであり、ふるさと納税額が少ない一つの理由としても、町の知名度が問題になっているかと推測している。

また、安堵町第4次総合計画に位置付けしている歴史文化ゾーンでは、安堵町南地区、本町を代表する地域もあり、文化財や歴史的資産、また美しい町並みが残っており町の個性を輝かせるとともに、来訪者の交流機能を強化できるための歴史ゾーンの整備に、力を入れていく必要があるということは認識している。この拠点整備として取り組むことについては、まずは、財源の確保に傾注しながら諸問題を解決していくと、前向きな答弁を得た。

以上、報告を終わります。

(増井委員長 降壇)

---

議長（森田 瞳） 続きまして、日程第4「文教厚生常任委員会委員長報告」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。田中委員長。

(田中委員長 登壇)

9番（田中幹男） はい。おはようございます。田中です。

文教厚生常任委員会報告を申し上げます。

9月11日に文教厚生常任委員会を開催いたしましたので、安堵町議会会議規則第71条の規定に基づき、次のとおり報告をいたします。

審査事項。

1. 「学力・学習状況調査及び体力テストの結果について」。
2. 「就学前教育の方向性について」であります。

出席者は委員長に私、田中。島田副委員長、浅野委員、中本委員、福井委員、全員の参加でございます。

オブザーバーに森田瞳議長。

説明員に楮山教育長、堀口民生部門理事、辻井住民課長、吉田教育次長、辰己指導主事。そして、事務局として富士事務局長、成瀬書記が参加をされております。

報告内容。

1. 「学力・学習状況調査及び体力テストの結果について」であります。

当件については、昨年から当委員会で調査等を行っているものです。

平成29年度の全国及び奈良県学力・学習状況調査の結果について報告を受けました。

安堵小学校6年生の結果は、前年度と比べて国語A（知識）は12.2ポイント上昇、国語B（活用）は9.6ポイント上昇、算数A・Bともに約10.5ポイント上昇し、ほぼ全て、県平均、全国平均を超えました。

また、安堵中学校3年生の結果は、前年度と比べて国語A（知識）は1.8ポイント上昇、国語Bは8.1ポイント上昇、算数A（知識）はマイナス0.2ポイントでしたが、算数B（活用）は0.7ポイント上昇し、国語Bの上昇が大きかったです。

今年度中学3年生の生徒が、平成26年度小学6年生のときに受けた調査結果は、県・全国平均値より7から12ポイント下回っていたことと比較すると、彼らの学力状況が年を経るに向上したことがはっきりと読み取れます。今回の結果から、学校での努力を大変評価するものであります。

学力をつけるためには、体力が必要であります。特に、食育が大変重要であると考えます。授業を受ける姿勢に繋がる体力づくりの取り組みについても、今後検討することを確認いたしました。

2. 「就学前教育の方向性について」であります。

安堵町内における唯一の幼稚園、大道幼稚園が閉園に向けた準備を進めていくことを、正式に決定をされております。

就学前教育・保育のあり方について、教育委員会、住民課及び保育園で検討しているところでありまして、現実的な選択肢として、幼保連携型の認定子ども園の移行を考えているところであります。町として、新体制確立への取り組みを適切に図られることを望みたいと思っております。以上でございます。

（田中委員長 降壇）

議長（森田 瞳） 文教厚生常任委員会の報告をいただきました。

先ほどの総務産業建設常任委員会の委員長報告、並びに日程第4、文教厚生常任委員会の委員長報告、併せて質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 併せて、質疑なしと認めます。

---

議長(森田 瞳) 次に進みます。

日程第5 発議第1号「核兵器廃絶を求める決議について」を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

9番(田中幹男) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。9番、田中議員。

9番(田中幹男) はい。

(田中議員 登壇)

9番(田中幹男) はい。概要ですが、今朝、北朝鮮が7時前に再度のミサイルを打ち上げており、ますます世界を巡る情勢はきな臭い動きとなっております。そういう中で、20日には7月の国連会議で採択されました、核兵器禁止条約の署名手続きが始まります。唯一の戦争被爆国であります日本が、従来の立場を抜本的に再検討し、条約に参加・署名・批准することが、核兵器のない世界の実現に向けた大きな推進力になることは、間違いないと思います。

発議第1号

核兵器廃絶を求める決議について

このことについて、安堵町議会会議規則第12条の規定により、別紙のとおり提出をいたします。

平成29年9月15日

|     |      |      |
|-----|------|------|
| 提出者 | 議会議員 | 田中幹男 |
| 賛成者 | 議会議員 | 森田 瞳 |
|     | 議会議員 | 増井敬史 |

### 核兵器廃絶を求める決議

核兵器を廃絶し戦争のない平和な世界を実現することは、唯一の被爆経験国である日本はもとより、人類共通の願いでもある。

しかしながら、今なお1万数千発の核兵器が現存するとされ、核実験を実施している国もあることから、人類は大きな脅威にさらされ続けている。また、民族や宗教、経済的利害の対立などにより、世界各地で武力行使が行われており、核兵器の拡散も懸念されている。

こうした中で、広島・長崎の被爆者を先頭に、核兵器の非人道的残虐性を告白してきた日本の市民運動が大きな役割を果たし、核兵器廃絶を求める宣言は世界を動かしている。

そこで、平成5年に非核平和都市宣言を行った安堵町議会としても、全人類の幸福と世界の恒久的平和の実現を目指すため、核兵器廃絶を関係諸国に対し強く求めるものである。

以上を決議する。

平成29年9月15日

安堵町議会

以上でございます。

皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

(田中議員 降壇)

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、発議第1号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

議長(森田 瞳) 日程第6「議員派遣について」を議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり、派遣決定をしたいと思えます。

私の方から御説明を申し上げます。

議員派遣について、平成29年9月15日。

本議会は、地方自治法第100条第13項及び安堵町議会会議規則第122条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

#### 記

##### 1. 研修等。

###### (1) 目的。

議会議員として見聞を広げ、安堵町の発展に資するために次のテーマについて、国の関係者から研修を受け、また安堵町に縁のある「天忠組」を題材としたシンポジウムに参加する。

テーマ「町の資源を生かした町づくり等について」。

###### (2) 派遣場所。

東京都千代田区衆議院議員会館、有楽町よみうりホール。

(3) 派遣期間。

平成29年10月13日金曜日から14日土曜日。

(4) 派遣議員。

森田瞳、浅野勉、増井敬史、大星成司、島田正芳、中本幸一、植田英和、岡田裕明、田中幹男、福井保夫。

2. 遊水地視察。

(1) 目的。

安堵町で整備する遊水地の平常時の有効な利活用方法を検討するため、参考として遊水地事業の先進地を視察する。

(2) 派遣場所。

大阪府花園多目的遊水地。

(3) 派遣期日。

平成29年10月31日火曜日。

(4) 派遣議員。

森田瞳、浅野勉、増井敬史、大星成司、島田正芳、中本幸一、植田英和、岡田裕明、田中幹男、福井保夫。

3. 広報研修。

(1) 目的。

議会活動に住民の関心と理解を深めることが要請されていることに鑑み、議会広報の発展に資するために、研修、意見交換会に参加する。

(2) 派遣場所。

東京都千代田区 シェーンバツハ・サボー。

(3) 派遣期間。

平成29年9月29日 金曜日 日帰り。

(4) 派遣議員。

浅野勉、島田正芳。

以上でございます。

このことについて、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

派遣議員については、そのように決定いたしました。

---

議長（森田 瞳） 日程第7「委員会を閉会中の継続調査について」を議題とします。

始めに、総務産業建設常任委員会委員長から会議規則第69条の規定により、お手元に配付をいたしておりますように、所管事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

総務産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、同委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

---

議長（森田 瞳） 次に、文教厚生常任委員会委員長から会議規則第69条の規定により、お手元に配付をいたしておりますように、所管事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、同委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長（森田 瞳） 議会運営委員会委員長から会議規則第69条の規定により、お手元に配付いたしておりますように、所管事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

---

議長(森田 瞳) 続いて、日程第8「諸般の報告」を行います。

行政側から報告はございませんか。

(「報告なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) ないですか、はい。

ないようでございます。

これで、「諸般の報告」を終わります。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

平成29年第3回安堵町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

---

閉 会

午前10時45分

---

会議の経過を記載してその相違なきことを証明するためここに署名する。

安堵町議会議長

森田 瞳

安堵町議会副議長

浅野 勉

署名議員 8番

岡田 裕明

署名議員 9番

田中 幹男